

(2) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会  
概況

区分	機関数 (機関)	法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数(人)	障害者の数(人)						実雇用率 $E \div \text{ } \times 100$ (%)	雇用率対 前年比増減 (P)	不足数
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C.重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.精神障害者 である短時間 労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C$ $+ D \times 0.5$	F.うち新規雇 用分			
教育委員会	1	40,544	212	18	282	0	724.0	16.0	1.79	0.06	86.0
	(1)	(40,878)	(216)	(17)	(260)	0	(709.0)	(13.0)	1.73	(0.00)	(108.0)

注 3(1) の表と同じ

障害部位別在職状況

区分	障害者の数(人)	身体障害者の数(人)					知的障害者の数(人)					精神障害者の数(人)			
		A.重度身体 障害者	B.重度以外 の身体障害 者	C.重度身体 障害者であ る短時間労 働者	D. 計 $A \times 2 + B +$ C	E.うち新規 雇用分	A.重度知的 障害者	B.重度以外 の知的障害 者	C.重度知的 障害者であ る短時間労 働者	D. 計 $A \times 2 + B +$ C	E.うち新規 雇用分	A.精神障害 者	B.精神障害 者である短 時間労働者	C. 計 $A + B \times 0.5$	D.うち新規 雇用分
教育委員会	724.0	212	276	18	718	16	0	0	0	0	0	6	0	6.0	0.0
	(709.0)	(216)	(260)	(17)	(709)	(13)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)

注 3(1) の表と同じ